

## 東京都配偶者暴力対策基本計画 事業一覧

番号	事業名	所管局
<b>第3部 第2章 配偶者暴力対策</b>		
<b>1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見</b>		
<b>(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進</b>		
1 ~ 4	ア 都における普及啓発の実施	生活文化スポーツ局・政策企画局・教育庁
5 ~ 7	イ 区市町村における普及啓発の支援	生活文化スポーツ局
8 ~ 9	ウ 学校での人権教育の推進	教育庁
10 ~ 15	エ 若年層向け啓発事業の推進	生活文化スポーツ局・警視庁
<b>(2) 早期発見体制の充実</b>		
16 ~ 20	ア 医療機関における適切な対応	病院経営本部・生活文化スポーツ局・福祉保健局
21 ~ 22	イ 保健所や保健センターにおける適切な支援	福祉保健局・生活文化スポーツ局
23 ~ 25	ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁
26 ~ 27	エ 民生委員・児童委員への研修の実施	生活文化スポーツ局・福祉保健局
28 ~ 30	オ 警察における通報への対応	警視庁
<b>2 多様な相談体制の整備</b>		
<b>(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実</b>		
31 ~ 40	ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	生活文化スポーツ局・福祉保健局
41 ~ 41	イ インターネットによる情報の提供	生活文化スポーツ局
42 ~ 42	ウ 被害者支援基本プログラムの活用	生活文化スポーツ局・福祉保健局
43 ~ 44	エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実	生活文化スポーツ局
<b>(2) 身近な地域での相談窓口の充実</b>		
45 ~ 46	ア 警察における対応	警視庁
47 ~ 51	イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援	生活文化スポーツ局
<b>(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実</b>		
52 ~ 56	ア 外国人被害者への対応	福祉保健局・生活文化スポーツ局
57 ~ 62	イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応	生活文化スポーツ局・福祉保健局
63 ~ 63	ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化	総務局
64 ~ 64	エ 男性被害者への対応	生活文化スポーツ局
65 ~ 72	オ 多様化する相談等への対応	生活文化スポーツ局
<b>3 安全な保護のための体制の整備</b>		
<b>(1) 保護体制の整備</b>		
73 ~ 79	ア 一時保護体制の拡充	福祉保健局
80 ~ 82	イ 同伴児童への対応の充実	福祉保健局
<b>(2) 安全の確保と加害者対応</b>		
83 ~ 85	ア 警察における対応	警視庁
86 ~ 88	イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁
89 ~ 92	ウ 加害者対応	生活文化スポーツ局
<b>4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備</b>		
<b>(1) 総合的な自立支援の展開</b>		
93 ~ 94	ア 総合的な被害者支援のための質の充実	生活文化スポーツ局・福祉保健局
95 ~ 100	イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	生活文化スポーツ局・福祉保健局
101 ~ 102	ウ 福祉事務所等との連携強化	生活文化スポーツ局・福祉保健局
103 ~ 104	エ ひとり親家庭の支援の充実	福祉保健局・生活文化スポーツ局
<b>(2) 安全で安心できる生活支援</b>		
105 ~ 106	ア 住民票の取扱い等適切な運用	総務局・生活文化スポーツ局・福祉保健局
107 ~ 110	イ 医療保険に関する適切な情報提供	生活文化スポーツ局・福祉保健局・病院経営本部
111 ~ 113	ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	生活文化スポーツ局・福祉保健局
114 ~ 115	エ 就学の支援	生活文化スポーツ局・教育庁
116 ~ 118	オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁
119 ~ 121	カ 自助グループへの参加支援	生活文化スポーツ局
122 ~ 123	キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	生活文化スポーツ局・福祉保健局
<b>(3) 就労支援の充実</b>		
124 ~ 125	ア 職業訓練の実施	産業労働局
126 ~ 128	イ 東京しごとセンター等における就労支援	産業労働局・生活文化スポーツ局・福祉保健局
129 ~ 130	ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援	生活文化スポーツ局
<b>(4) 住宅確保のための支援の充実</b>		
131 ~ 134	ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	住宅政策本部
135 ~ 136	イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保	住宅政策本部
137 ~ 139	ウ 一時保護施設等退所後の支援	福祉保健局・生活文化スポーツ局
<b>(5) 子供のケア体制の充実</b>		
140 ~ 146	ア 子供のケア体制の徹底	生活文化スポーツ局・福祉保健局
147 ~ 147	イ 子供家庭支援センター機能の充実	福祉保健局
148 ~ 150	ウ 子供や保護者の心のケアの充実	福祉保健局・教育庁・生活文化スポーツ局・病院経営本部

番号	事業名	所管局
<b>5 関係機関・団体等の連携の推進</b>		
<b>(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化</b>		
151 ~ 155	ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	生活文化スポーツ局・福祉保健局
156 ~ 157	イ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援	生活文化スポーツ局
158 ~ 162	ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	生活文化スポーツ局
163 ~ 165	エ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実	生活文化スポーツ局
166 ~ 166	オ 被害者支援基本プログラムの活用	生活文化スポーツ局・福祉保健局
<b>(2) 民間団体との連携・協力の促進</b>		
167 ~ 172	ア 民間団体との連携の促進	生活文化スポーツ局
173 ~ 175	イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	生活文化スポーツ局
<b>6 人材育成の推進</b>		
176 ~ 179	ア 職務関係者研修の充実	生活文化スポーツ局
180 ~ 182	イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成	生活文化スポーツ局
<b>7 二次被害防止と適切な苦情対応</b>		
183 ~ 184	ア 二次被害防止のための研修の充実	生活文化スポーツ局
185 ~ 186	イ 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化	生活文化スポーツ局
<b>8 調査研究の推進</b>		
187 ~ 188	ア 配偶者暴力被害に関する調査研究	生活文化スポーツ局
189 ~ 191	イ 加害者対策のあり方検討	生活文化スポーツ局
<b>第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策</b>		
<b>1 性暴力被害者に対する支援</b>		
192 ~ 208	ア 被害者等への支援	総務局・生活文化スポーツ局・福祉保健局・警視庁
209 ~ 218	イ 普及・啓発	警視庁・交通局・生活文化スポーツ局・教育庁
<b>2 ストーカー被害者に対する支援</b>		
219 ~ 223	ア 被害者等への支援	警視庁・生活文化スポーツ局・福祉保健局
224 ~ 226	イ 普及・啓発	生活文化スポーツ局
<b>3 セクシュアル・ハラスメント等の防止</b>		
227 ~ 228	ア 相談・普及啓発	生活文化スポーツ局・福祉保健局
229 ~ 229	イ 労働相談	産業労働局
230 ~ 237	ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	総務局・各局・教育庁
<b>4 性・暴力表現等への対応</b>		
238 ~ 241	ア メディアへの対応	生活文化スポーツ局・教育庁
242 ~ 244	イ 被害者への支援等	生活文化スポーツ局・福祉保健局・警視庁
245 ~ 249	ウ 普及・啓発	生活文化スポーツ局・警視庁

## 東京都配偶者暴力対策基本計画 都民・事業者の取組一覧

番号	項目	概要	団体名
<b>第3部 第2章 配偶者暴力対策</b>			
<b>1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見</b>			
<b>(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進</b>			
1	普及啓発・研修	女性に対するあらゆる暴力廃絶のための周知や啓発を推進します。	商工会連合会
2	普及啓発・研修	加盟校における諸課題の情報共有を目的に設置した学生支援研究会議（年1回、1泊2日形式にて教職員を対象に開催）の際に、大学で起きる多様な暴力の問題について先進的にカリキュラムに入れている事例や、学生相談室体制、学生センターの強化、あるいは体育会の組織改革等、取組事例を調査し、意見交換や議論の機会を作ることで加盟校に紹介するなどの体制をとり、教育の課題として取り組むことを検討します。	私大連盟
3	普及啓発・研修	子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たり、子供の精神に悪影響を及ぼすことを、様々な機会を通じて周知していきます。	公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会
4	普及啓発・研修	家庭教育中での暴力を許さない社会形成のための教育を支援する研修会を企画します。	公立高等学校PTA連合会
5	普及啓発・研修	配偶者暴力の現状と課題について理解するため、被害者支援をしているNPO等を通じて学習会を行います。	連合東京
6	普及啓発・研修	シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン
<b>(2) 早期発見体制の充実</b>			
7	被害者支援	暴力の被害者等の早期発見と支援 病院等勤務者による被害者の早期発見と対策等について学習会を実施します。	看護協会
8	提唱活動	家庭において、配偶者暴力を原因とする子供への虐待、育児放棄などの早期発見や子供の身の安全の確保のため、配偶者暴力が懸念される事案が発見された時に、東京都の配置として、学校と家庭を繋ぐスクールソーシャルワーカーを増やし、さらに利用しやすくなるようにすることを要望していきます。	公立中学校PTA協議会
<b>2 多様な相談体制の整備</b>			
<b>(2) 身近な地域での相談窓口の充実</b>			
9	普及啓発	研修会等で配偶者暴力相談窓口について周知していきます。	公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会
<b>3 安全な保護のための体制の整備</b>			
<b>(1) 保護体制の整備</b>			
10	被害者支援	シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。（再掲）	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン
<b>(2) 安全の確保と加害者対応</b>			
11	提唱活動	家庭において、配偶者暴力を原因とする子供への虐待、育児放棄などの早期発見や子供の身の安全の確保のため、配偶者暴力が懸念される事案が発見された時に、東京都の配置として、学校と家庭を繋ぐスクールソーシャルワーカーを増やし、さらに利用しやすくなるようにすることを要望していきます。（再掲）	公立中学校PTA協議会
<b>4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備</b>			
<b>(1) 総合的な自立支援の展開</b>			
12	相談対応	相談事業 電話相談、メール相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。	被害者支援都民センター
13	被害者支援・NPO支援	シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。（再掲）	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン
14	被害者支援・NPO支援	女性のための顕彰活動により、女性のチャレンジを支援します。 「夢を生きる 女性のための教育・訓練賞」 対象：扶養家族に対し主たる経済的責任を負っている女性で、生活レベルアップを目指して高校と同等のプログラム、専門学校、技能訓練プログラム、大学学部課程に在学中もしくは入学許可を得ており、かつ経済的援助が必要な女性	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン
<b>(2) 安全で安心できる生活支援</b>			
15	学習会の実施	安全で安心できる生活支援についての学習会を検討します。	地域婦人団体連盟

番号	項目	概要	団体名
<b>(3) 就労支援の充実</b>			
16	経済的支援	シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。（再掲）	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン
17	相談対応	連合東京なんでも労働相談を通じた労働問題への相談体制を強化します。	連合東京
<b>(5) 子供のケア体制の充実</b>			
18	普及啓発	東京都犯罪被害者等支援を進める会議で得た情報を、広報誌を通して都内のPTA会員に周知します。	小学校PTA協議会
19	学習会の実施	学校の教職員、カウンセラーと協力して、生徒の心のケアについて保護者が学習する場を企画します。	公立高等学校PTA連合会
20	提唱活動	家庭において、配偶者暴力を原因とする子供への虐待、育児放棄などの早期発見や子供の身の安全の確保のため、配偶者暴力が懸念される事案が発見された時に、東京都の配置として、学校と家庭を繋ぐスクールソーシャルワーカーを増やし、さらに利用しやすくなるようにすることを要望していきます。（再掲）	公立中学校PTA協議会
21	地域との連携強化	定時制・通信制に通っている生徒の中には結婚や出産をしている生徒や同棲している生徒もいるため、家庭と学校、スクールカウンセラー等を活用し、地域との連携を強化して子供の心のケアの充実に努めます。	公立高等学校定通PTA連合会
22	地域との連携強化	子ども・若者支援プラットフォームにおける子供食堂への支援を通じて子どもの現状把握に努めます。	連合東京
23	被害者支援	児童の家庭状況を把握し、心身ともに健康な生活ができるよう支援します。	私立初等学校協会
<b>5 関係機関・団体等の連携の推進</b>			
<b>(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化</b>			
24	地域との連携強化	児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の機関との連携を強化します。	公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会
25	地域との連携強化	定時制・通信制に通っている生徒の中には結婚や出産をしている生徒や同棲している生徒もいるため、家庭と学校、スクールカウンセラー等を活用し、地域との連携を強化して子供の心のケアの充実に努めます。（再掲）	公立高等学校定通PTA連合会
<b>(2) 民間団体との連携・協力の促進</b>			
26	NPO支援	団体の希望に応じて、異なる組織間の連携・協働に関する相談、情報提供、講座、支援リソースのコーディネートを行います。	NPOサポートセンター
<b>第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策</b>			
<b>1 性暴力被害者に対する支援</b>			
27	相談対応	相談事業 電話相談、メール相談、面接相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。	被害者支援都民センター
28	普及啓発	セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止についての知識の普及啓発・資料の配布などに努めます。	工業団体連合会
29	普及啓発	加盟校における諸課題の情報共有を目的に設置した学生支援研究会（年1回、1泊2日形式にて教職員を対象に開催）の際に、大学で起きる多様な暴力の問題について先進的にカリキュラムに入れている事例や、学生相談室体制、学生センターの強化、あるいは体育会の組織改革等、取組事例を調査し、意見交換や議論の機会を作ることや加盟校に紹介するなどの体制をとり、教育の課題として取り組むことを検討します。（再掲）	私大連盟
30	普及啓発	障害のある方に対する性暴力については、特に深刻なことから、引き続き啓発活動に取り組んでいきます。また、生徒手帳の通学路等、地域の協力も得る必要があるため、障害に対する啓発活動を行っていきます。	特別支援学校PTA連合会
31	普及啓発	啓発活動等 関係機関との連携や支援活動に関する広報啓発活動、被害者等に関する調査及び研究等を行います。	被害者支援都民センター
32	普及啓発	女性に対する性犯罪・売買春・人身売買防止等への取組として、児童買春・児童ポルノ禁止等に関するユニセフ等の活動に協力・情報交換を行います。	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン
33	研修	研修 性暴力被害について、より適切な対応ができるよう、相談員・支援員研修を実施したり、外部研修に積極的に参加します。	被害者支援都民センター
34	被害者支援	暴力の被害者等の早期発見と支援 病院等勤務者による被害者の早期発見と対策等について学習会を実施します。（再掲）	看護協会
35	被害者支援	被害者への直接的支援事業 被害者の希望に応じて、警察署、病院、法廷等への付き添い、情報提供等を行います。	被害者支援都民センター
36	被害者支援	シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。（再掲）	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン
37	教育の推進	安易な性行為がもたらす重大な結果について、特に女子生徒に対する指導とともに、男子生徒に対する指導も、学校、保護者共に教育活動に取り組んでいきます。	特別支援学校PTA連合会

番号	項目	概要	団体名
<b>2 ストーカー被害者に対する支援</b>			
38	被害者支援	暴力の被害者等の早期発見と支援 病院等勤務者による被害者の早期発見と対策等について学習会を実施します。(再掲)	看護協会
39	相談対応	相談事業 電話相談、メール相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。(再掲)	被害者支援都民センター
<b>3 セクシュアル・ハラスメント等の防止</b>			
40	普及啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、改正育児介護休業法に定められた事業主の義務について周知・啓発を図ります。	商工会議所
41	普及啓発	セクシュアル・ハラスメントが社会的に許されない行為であることを経営者に周知徹底し、防止のための取組方法や行政の支援策等を周知して具体的な取組を促します。	商工会連合会
42	普及啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、関係法令等の周知を図ります。	中小企業団体中央会
43	普及啓発	セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止についての知識の普及啓発・資料の配布などに努めます。(再掲)	工業団体連合会
44	普及啓発	セクシュアル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメント防止について、改めて法制度の理解を深め、ハラスメント防止に向けたキャンペーン活動を実施します。	連合東京
45	普及啓発	「男女平等参画・人事諸制度担当者連絡会」で情報共有を進めます。	生協連合会
46	研修・講演会・学習会の実施	「セクシュアル・ハラスメントとは何か?」「中小企業においてセクシュアル・ハラスメント防止を根付かせるための意識改革について」をテーマに勉強会を実施します。	中小企業家同友会
47	研修・講演会・学習会の実施	職場におけるセクシュアル・ハラスメントを理解するために研修を実施しています。	専修学校各種学校協会
48	相談対応	会員の要望に応じ検討し、相談に対応します。	書籍出版協会
49	相談対応	セクシュアル・ハラスメントの防止 女性のための労働相談ダイヤルを実施し、セクシュアル・ハラスメントをはじめ女性のための労働相談を行います。	連合東京
<b>4 性・暴力表現等への対応</b>			
50	普及啓発	会員に対する勉強会等を開催し、インターネット利用で起きやすい違法な性・暴力表現の排除をしていくよう努めます。また、それを起こさないような管理体制を目指します。	青年会議所
51	普及啓発	協会の会報等によりメディアの重要性を告知し、必要に応じて出版各団体と連携を図り、協会の関係委員会等で検討します。	書籍出版協会
52	普及啓発	協会の会報等により男女平等参画の観点から、メディアの重要性について周知します。	雑誌協会
53	協議会等における検討	・男女平等参画について、「出版倫理協議会」において、行政や他の機関との連携に取り組みます。また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が遵守されるよう積極的に取り組みます。 ・「編集倫理委員会」において、人権の観点から男女平等参画を検討します。	雑誌協会